

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可（3件）	港 湾 課
○ 公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
・ 証紙売りさばき人の指定の一部改正	〃
◎ 公 告	
・ 落札者等	医 療 政 策 課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・ 測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・ 落札者等	物 品 管 理 室

告 示

長崎県告示第564号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく加入区の設定（平成3年長崎県告示第793号の3）の一部を次のように改正する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

1の表中

「

のり有明町第1加入区	有明漁業協同組合の地区のうち島原市有明町湯江の区域及び雲仙市国見町多比良の区域
のり有明町第2加入区	有明漁業協同組合の地区のうち島原市有明町大三東の区域

を

」

「

のり有明町加入区	有明漁業協同組合の地区	に改める。
----------	-------------	-------

」

長崎県告示第565号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届け出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区 の 名 称	漁 業 の 区 分
平戸市第4加入区	小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及び小型定置漁業
新松浦第2加入区	小型合併漁業（1及び2に掲げる以外の小型合併漁業）
新松浦第3加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）、船びき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び敷網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
新松浦第3加入区	小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。）

長崎県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 平戸田平線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市木引町字榎380番3地先から 平戸市木引町字猛路47番3地先まで	前	14.9~19.9	28.7	
	後	16.2~20.3	28.7	

長崎県告示第567号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和3年7月29日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
 名 称 長崎県
 所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
 代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
 代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - (1工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字田ノ向1001番6に隣接する白地の地先
 - (2工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字真浦1105番9に隣接する白地の地先
 - (3工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字船着1163番1に隣接する白地及び同郷字口ノ浦1168番1に隣接する白地の地先

- (4工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字口ノ浦1170番12に隣接する白地から、1170番54を経て1170番37に至る間の地先
- (5工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字口ノ浦1170番37及び1170番55の地先
- (6工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字口ノ浦1170番55から、1170番43を経て1170番38に至る地先
- (7工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字口ノ浦1170番51及び1170番58の地先
- (8工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字口ノ浦1170番62の地先
- (9工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字鼻窄1174番21、1174番34の地先。1174番34から、1174番16を経て1174番11に至る地先
- (10工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字鼻窄1174番11、1174番13に隣接する白地の地先
- (11工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字鼻窄1174番31及び1174番13の地先
- (12工区) 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字濱泊1252番12に隣接する白地、この白地に隣接する白地、同郷字濱着1269番1に隣接する白地を経て1274番4に隣接する白地に至る地先

(2) 区域

省略(閲覧図書のとおり)

(3) 面積

7,519.24平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年12月25日

長崎県指令19港許第7号

6 閲覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町役場

長崎県告示第568号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

令和3年7月29日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立区域

(1) 位置

(1工区) 長崎県南松浦郡新上五島町今里郷字清水349番24、三日ノ浦郷字松ヶ崎314番3に隣接する国道の地先及び三日ノ浦郷字三日ノ浦6番9から1番320に至り隣接する国道の地先

(2工区) 長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷字三日ノ浦1番344から1番340に至る地先

(2) 区域

省略(閲覧図書のとおり)

(3) 面積

4,267.59平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、緑地、護岸敷

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年4月2日
長崎県指令20港許第15号

- 6 閲覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
新上五島町役場

長崎県告示第569号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年8月10日

青方港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和3年7月29日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県南松浦郡新上五島町相河郷字破戸ノ上192番86、192番119、192番118に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
17.00平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成29年8月31日
長崎県指令29港許第2号
- 6 閲覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
新上五島町役場

長崎県告示第570号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行竹松中央支店、十八親和銀行竹松支店、十八親和銀行福岡中央支店、十八親和銀行博多支店及び十八親和銀行西諫早中央支店については令和3年8月10日から、十八親和銀行川棚中央支店、十八親和銀行上五島支店及び十八親和銀行旭町支店については令和3年8月23日から適用する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい	1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい

名称	位置	取扱部局又はかい
略		
略		
十八親和銀行竹松支店	大村市大川田町	環境保健研究センター、ろう学校、虹の原特別支援学校
略		

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略	略
十八親和銀行東彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町
略	略
十八親和銀行富江出張所	五島市富江町
略	略
十八親和銀行美津島出張所	対馬市美津島町
略	略
十八親和銀行馬町支店	長崎市馬町
略	略
十八親和銀行諫早駅前中央支店	諫早市永昌東町
略	略

3及び4 略

名称	位置	取扱部局又はかい
略		
十八親和銀行竹松中央支店	大村市原口町	環境保健研究センター
略		
十八親和銀行竹松支店	大村市大川田町	ろう学校、虹の原特別支援学校
略		

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略	略
十八親和銀行東彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町
十八親和銀行川棚中央支店	東彼杵郡川棚町
略	略
十八親和銀行富江出張所	五島市富江町
十八親和銀行上五島支店	南松浦郡新上五島町
略	略
十八親和銀行美津島出張所	対馬市美津島町
十八親和銀行福岡中央支店	福岡市中央区渡辺通二丁目
十八親和銀行博多支店	福岡市博多区網場町
略	略
十八親和銀行馬町支店	長崎市馬町
十八親和銀行旭町支店	長崎市旭町
略	略
十八親和銀行諫早駅前中央支店	諫早市永昌東町
十八親和銀行西諫早中央支店	諫早市山川町
略	略

3及び4 略

長崎県告示第571号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年8月23日から適用する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1～58の2 略					1～58の2 略				
59	株式会社十八親和銀行取締役頭取 森拓二郎	長崎市銅座町1番11号	略	略	59	株式会社十八親和銀行取締役頭取 森拓二郎	長崎市銅座町1番11号	略	略
			東彼杵郡川棚町栄町34 十八親和銀行川棚支店	略				東彼杵郡川棚町栄町56 十八親和銀行川棚支店	略

		略			略
60~84	略		60~84	略	

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

- 落札者等に係る業務内容
 - 業務番号 3 医政第185号
 - 業 務 名 長崎県ドクターヘリ運航業務委託
 - 業務概要
長崎県が実施する救急医療に必要な機器及び医薬品等を装備したヘリコプターの運航業務等。
 - 予定価格 1,426,090,594円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県福祉保健部医療政策課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2461
- 落札決定日
令和3年7月30日
- 落札者の氏名及び住所
学校法人ヒラタ学園 理事長 平田 勇
大阪府堺市西区鳳西町3丁712番地1
- 落札金額
1,426,090,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札実施の公告を行った日
令和3年5月18日
- 落札方式
総合評価落札方式

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイソーエレナ空港通り店
長崎県大村市古賀島町111番49 外6筆
- 届出の概要
 - 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町6番地1
 - 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,241平方メートル

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市峰町狩尾50番地
扇 平
長崎県対馬市峰町木坂404番地
島居 晴樹
- (2) 加入区
峰町西部加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9
豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市かき道1丁目20番16号
山下 豊太
長崎県長崎市かき道1丁目10番4号
川口 薫
- (2) 加入区
長崎市矢上加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
長崎市たちばな漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市戸石町1519番地34

長崎市たちばな漁業協同組合

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県雲仙市瑞穂町	令和3年8月10日から 令和3年11月29日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成（地図情報レベル1000））を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県諫早市小長井町	令和3年8月16日から 令和4年1月7日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年8月10日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

① 3入札第36号 教職員事務用パソコン（長崎・西海地区①）

教職員事務用パソコン 133台

② 3入札第37号 教職員事務用パソコン（長崎・西海地区②）

教職員事務用パソコン 221台

③ 3入札第38号 教職員事務用パソコン（県央地区①）

教職員事務用パソコン 142台

④ 3入札第39号 教職員事務用パソコン（県央地区②）

教職員事務用パソコン 135台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

-
- 4 契約方法
一般競争入札
 - 5 落札決定日
令和3年7月30日
 - 6 落札者
 - ① 長崎市万才町3-5
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)長崎支社 長崎支社長 秋山 富也
 - ② 佐世保市卸本町1-157
長崎事務設備販売(株) 代表取締役 中井 康晴
 - ③ 福岡市中央区大名2-9-27
(株)内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄
 - ④ 福岡市中央区大名2-9-27
(株)内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄
 - 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ① 10,387,300円
 - ② 16,336,320円
 - ③ 10,340,440円
 - ④ 9,682,200円
 - 8 入札公告日
令和3年6月15日
 - 9 落札方式
最低価格
-

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
プリント